

No	区分	質問	回答
1	対象者	中能登町民ではないのですが、交付対象になりますか。	中能登町外にお住まいであっても、中能登町内の介護保険サービス事業所等に勤務されている方については対象になります。
2	対象者	就業先介護保険サービス事業所の所在地が町外にありますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。就業先介護保険サービス事業所等の所在地が町内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
3	対象者	非常勤で勤務していますが、交付対象になりますか。	1週間の勤務時間が1年を平均して20時間を超える勤務条件で就労してしている場合は、非常勤の場合も対象となります。
4	対象者	令和4年4月1日から対象事業所に勤務していますが、最初の勤務条件は週15時間でした。半年後の令和4年10月1日から週30時間に勤務条件を変更しましたが、交付対象となる日はどちらですか。	1週間の勤務時間が1年を平均して20時間を超える勤務条件で就業してしている事が条件なので、令和4年10月1日が交付対象となった日になります。
5	対象者	派遣職員として勤務していますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。町内介護保険サービス事業所等に直接雇用されている必要があります。
6	対象者	外国籍の介護職員の場合は、交付対象になりますか。	対象になります。ただし、今後も継続して同一事業所で就業する意思がある場合が対象なので、退職・帰国が決まっている場合は対象にはなりません。
7	対象者	年齢制限はありますか。	ありません。
8	対象者	令和4年4月1日に、同一法人内のA事業所から中能登町内のB事業所に異動となりました。この場合は交付対象になりますか。	対象にはなりません。令和4年4月1日以降に、介護職員等として新たに採用される方が対象です。 事業所間の人事異動者は新規雇用ではないので対象外です。
9	対象者	令和4年1月31日付けで 介護職員として就業していた他の介護保険サービス事業所を退職し、令和4年4月1日から中能登町内の介護保険サービス事業所に介護職員として再就職することになりました。 交付対象になりますか？	対象にはなりません。 介護職員等として介護保険サービス事業所で就業されていた場合は、離職後1年以上経過してから再就職された場合に交付対象となります。
10	対象者	令和4年1月31日付けで 調理員として就業していた他の介護保険サービス事業所を退職し、令和4年4月1日から中能登町内の介護保険サービス事業所に介護職員として再就職することになりました。 交付対象になりますか？	対象になります。令和4年4月1日以降に、介護職員等として新たに採用される方が対象です。 前職が介護職員等でない方は、離職後の期間経過を要しません。
11	対象者	令和4年4月1日に介護職員として新たに町内の介護保険サービス事業所に就職し、その後、同一法人が経営する他の町内介護保険サービス事業所へ人事異動により配属替えがありました。この場合は継続勤務要件から外れますか？	外れません。令和4年4月1日以降に、介護職員等として新たに採用され、申請日時点で同一事業所で継続勤務していることを要件としていますが、就業後における同一法人内の町内介護保険サービス事業所間における人事異動は継続勤務とみなします。

No	区分	質問	回答
12	対象者	令和4年4月1日に介護職員として新たに町内の介護保険サービス事業所に就職し、その後、同一法人が経営する他の町外の介護保険サービス事業所へ人事異動により配属替えがありました。この場合は継続勤務要件から外れますか？	外れます。交付対象となりません。 就業後における同一法人内の町内介護保険サービス事業所間における人事異動のみ継続勤務とみなします
13	対象者	令和4年4月1日から12箇月間、町内介護保険サービス事業所に就業していたのですが、奨励金（12箇月勤続分）申請前に退職しています。この場合は交付対象になりますか。	対象にはなりません。勤続要件に加え、交付申請日においても同一事業所で就業していることを要件としています。
14	雇用条件	町内介護保険サービス事業所における雇用条件や就業状況は、どのように証明するのですか。	就業している介護保険サービス事業所等に雇用証明書（参考様式あり）を発行していただいでください。勤務開始日は雇用契約日としてください。なお、雇用証明書は発行日から1箇月以内のもののみ有効です。
15	勤続期間計算	令和4年4月1日に町内介護保険サービス事業所等に介護職員として採用され、同年6月16日～7月31日まで無給の病気休暇を取得しました。勤続12箇月を満たすのはいつになりますか。	除算期間の計算にあたっては、勤務した日のある月は除くので、7月の1箇月のみが除算対象となります。 したがって、令和5年5月1日が勤続12箇月を経過した日となります。
16	申請期限	上記の場合の奨励金（12箇月勤続分）の申請期限はいつになりますか。	令和5年5月1日から起算して2箇月を経過する日＝令和5年5月31日が申請期限となります。
17	その他	申請から交付金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいでからおおむね1か月～2か月程度です。